

南陽市3人っ子ハッピーサポート事業 (保育料等無償化助成事業)について

南陽市では、安心して3人以上の子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、保護者が負担する第3子以降の子どもの保育料や給食費の助成をいたします。

対象者・交付要件

■年度当初4月2日時点で保護者が扶養している子どもが3人以上いる世帯。

※「保護者が扶養している」とは所得税や市民税、健康保険などの扶養親族となっている場合をいいます。地方税法の「生計を一にする」と同義になります。

■第3子以降の子どもがいずれかの施設に在籍している。

(一時預かりのみの利用等は対象になりません。)

・保育所(小規模保育事業所等を含む)、認定こども園、幼稚園、市内の児童館

・企業主導型保育施設、認可外保育施設※、児童発達支援施設、児童心理治療施設等

※特定子ども・子育て支援施設として市町村の確認を受けている施設が対象です。

以下の内容については、保護者、第3子以降の子どもが南陽市に住所があることが前提の条件となります。

0歳児から2歳児の子どもの保育料助成

対象者	助成対象要件	助成額割合
第3子以降の子ども	18未満の子どもが3人以上いる世帯において ① 第3子以降(兄弟がいる) ② 月単位で保育料を納付する契約をしている ③ 4月1日時点で3歳未満 ※①～③のすべての条件に当てはまる子どもの保護者	全額 ※

※ 国制度により保育料が徴収されていない場合や保育料に未納がある場合、助成対象となりません。

※ 企業主導型保育所、認可外保育施設(無償化対象保育施設)、児童発達支援施設、児童心理治療施設等の利用児においては、利用額の全額もしくは、月額上限42,000円のいずれか少ない額となります。

3歳から5歳児の子どもの副食費(給食費のうちおかず代)の徴収免除

対象者	助成対象要件	助成額割合
第3子以降の子ども	18未満の子どもが3人以上いる世帯において ① 第3子以降(兄弟がいる) ② 給食費(副食費)の実費負担がある ③ 4月1日時点で3歳以上 ※①～③のすべての条件に当てはまる子どもの保護者	月額上限 4,500円 ※

※国制度により給食費(副食費)が徴収されていない場合、助成対象になりません。

※施設から請求される給食費のうち、主食(ごはん、パン、麺類)を除く、副食費相当分

申請について

すこやか子育て課子ども施設係(1階10番窓口)へ申請してください。

※申請書は、市役所窓口にもご用意しております。

その他注意事項

■一定の要件に該当する方には個別にお知らせいたしますが、住所を別にする子どもがいる場合等、対象となる方すべてにはお知らせできません。保護者の皆様におかれましては、交付要件をよくご確認ください、不明な点がございましたらお問い合わせください。

■申請書は市ホームページからもダウンロードできますので、(生活イベントで探す「子育て・教育」>「子育て支援」フォルダの「3人っ子ハッピーサポート事業」のページをご覧ください。

問い合わせ先

南陽市すこやか子育て課子ども施設係

電話:0238-40-8872(直通)